

令和5年度業務改善助成金のご案内

※申請期限：令和6年1月31日
(事業完了期限：令和6年2月28日)

業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の
引き上げ



設備投資等
機械設備導入、コンサルティング、
人材育成・教育訓練など

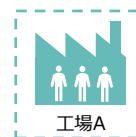


業務改善助成金
を支給
(最大600万円)

※ 事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

対象事業者・申請の単位

- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



別々に
申請

➡ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立て、（工場や事務所などの労働者がいる）**事業場ごとに申請**いただきます。

対象となる設備投資など

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**が助成の対象となります。
また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充**されます。

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	店舗改装による配膳時間の短縮

助成対象経費の拡充や助成対象経費の具体例（「生産性向上のヒント集」）について、詳しくは、リーフレット中面をご覧ください。

助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額となります。

<例>

○事業場内最低賃金が863円
→助成率9/10

○8人の労働者を953円まで引き上げ（90円コース）
→助成上限額450万円

○設備投資などの額は600万円

540万円
(=600万円×9/10)

(設備投資費用×助成率)

>

450万円
(=助成上限額)

(90円コースの助成上限額)



450万円が支給されます。

申請の流れや注意事項は
裏面をチェック！

助成上限額や助成率などの
詳細は中面をチェック！

助成上限額・助成率

助成上限額

コース 区分	事業場内 最低賃金の 引き上げ額	引き上げる 労働者数	助成上限額	
			右記以外 の事業者	事業場規模 30人未満の 事業者
30円 コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円 コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円 コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円 コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

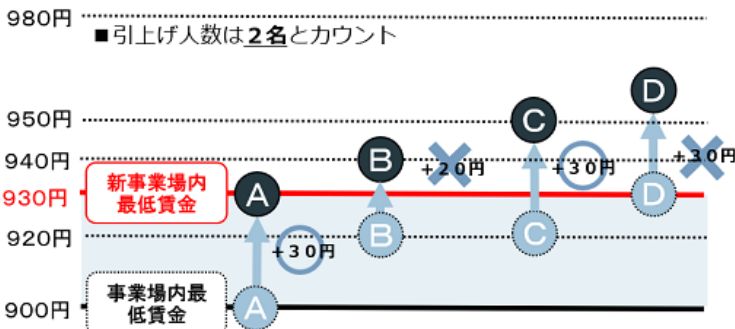
※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

「引き上げる労働者数」の数え方

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
- ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げることにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。
(ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。)

＜例：事業場内最低賃金900円の事業場で30円コースを申請する場合＞

- A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に**算入可**
- B：申請コース以上賃金を引き上げていないので、**算入不可**
- C：Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、**算入可**
- D：既に**引上げ後の事業場内最低賃金以上**なので、**算入不可**



助成率

870円未満	9/10
870円以上 920円未満	4/5(9/10)
920円以上	3/4(4/5)

() 内は生産性要件を満たした事業場の場合

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②・③に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が920円未満である事業者
② 生産量要件	売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
③ 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

＜事業場内最低賃金とは？＞

事業場で最も低い時間給を指します。
(ただし、業務改善助成金では、雇入れ後3か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。)
事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金（国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金額）と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。
ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

助成対象経費の拡充

特例事業者のうち、②生産量要件または③物価高騰等要件に該当する場合、助成対象となる生産性向上に資する設備投資等として認められていないパソコン等や一部の自動車も助成対象となります（パソコン等は新規導入に限ります）。

また、生産性向上に資する設備投資などに「関連する経費」※も、この設備投資等の額を上回らない範囲で助成対象となります。

助成対象経費	一般事業者	特例事業者 (②・③のみ)	助成対象経費の例
生産性向上に資する設備投資等	○	○	リーフレットのオモテ面をご覧ください。
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・ 定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 ・ PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○	
生産性向上に資する設備投資等に「関連する経費」※	×	○	広告宣伝費（チラシの制作費）、改築費（事務室等の拡大）、汎用事務機器や什器備品（机・椅子等）の購入など

※「関連する経費」とは

生産性向上に資する設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画で計上された経費を指します。

<生産性向上に資する設備投資等>

デリバリーサービスを行っている飲食店が、機動的に配送できるようデリバリー用3輪バイクを導入



<関連する経費>

デリバリーサービスを幅広く周知するための広告宣伝を実施



助成対象経費の具体例

助成対象経費の具体例は、「生産性向上のヒント集」や厚生労働省ウェブサイトに掲載されています。

生産性向上の事例集 ～最低賃金の引上げに向けて～

この度、業種別中小企業団体助成金や業務改善助成金を活用し、業務の効率化や働き方の見直しなどを実施して生産性向上を実現し、賃金の引上げを行った事例をご紹介します。

生産性向上のヒント集

検索

【業務改善助成金に関する事例】

事例4 巡回や介助を効率化する機器と新たな福祉車両の導入により業務負担を軽減

【企業概要】所在地 山形県 【従業員数】16人 【事業内容】介護事業

課題と対応
利用者の睡眠状態などが事務室からでは把握できず、またトイレや入浴の介助の際に職員の待機時間が長くなることがあった。また、福祉車両が小さく、車いすの種類によっては載せられなかった。そのため、設備投資による業務効率化を検討した。

実施概要
利用者の睡眠状態を事務室のモニターで確認でき、利用者や他の職員がボタンで職員を呼べるような機器と、あらゆる車いすを電動で載せられる福祉車両を導入したいと考えた。そこで、助成金を活用して、ベッドセンサー、ワイヤレスコール、新型福祉車両を導入した。

職員の業務負担を機器の導入によって軽減したい（社長）

導入前 **導入後**

巡回、介助、送迎の負担が軽減された

実施結果
ベッドセンサーとワイヤレスコールの導入により、遠隔でのモニター管理が可能になり、巡回や介助が1日の合計で約6時間削減された。さらに、どのような車いすでも電動にて1人で車両に載せられるようになった。

成果
巡回や介助等の効率化により生産性が向上し、1人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を134円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。

助成金活用のきっかけ 県の介護事業担当部署からの提案

生産性向上のヒント集

生産性向上のヒント集（令和4年3月作成）[PDF形式：7,312KB]

生産性向上のヒント集（令和4年3月作成）[PDF形式：9,625KB]

業務改善

事例3 スチームコンベクションオープン®の導入による生産量の増と調理工程の簡素化

【所在地】宮城県 【従業員数】6人 【事業内容】仕出業

【課題と対応】調理人の熟練度や人数によって調理の質や量にばらつきが出るため、設備投資による業務効率化を検討してきた。

熟練者以外でも少人数で大量の調理を可能にしたいと考えました。また、焼く・蒸す等の調理工程を簡素化したいと考えました。そこで、助成金を活用してスチームコンベクションオープンを導入しました。

（※）蒸籠の水蒸気を用いて調理を行う加熱調理器具

今までのガス調理の負担を減らし、効率よく量産したい

導入前 **導入後**

若手従業員でも倍以上の量をミスなく調理可能

実施内容
スチームコンベクションオープンの導入により、火加減の調整が省け、調理ミスによるロス率も減少した。調理人の熟練度や人数に左右されることがなく調理でき、空いた時間で他の作業もできるようになった。

成果
生産量の増と調理工程の簡素化により生産性が向上し、6人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を50円引き上げた。

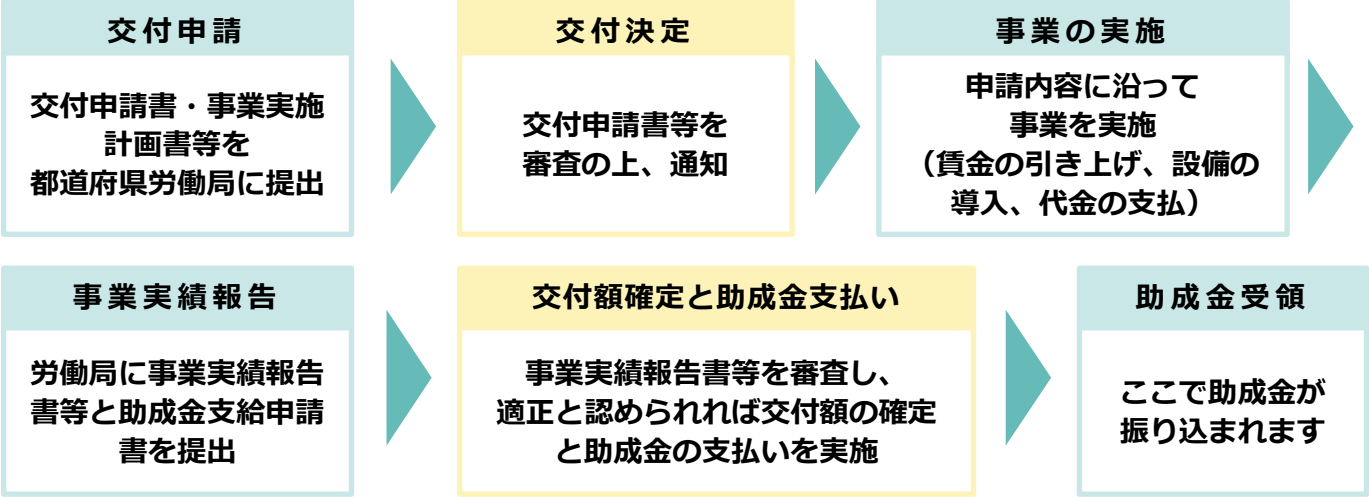
助成金活用のきっかけ 商工会のセミナーに参加

代表者

さらなる工夫
メニューのバリエーションが増えたことで、新しく弁当や彩菜などにも力を入れられるようになった。

助成金支給の流れ

事業場所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。
労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。
事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。



注意事項・お問い合わせ等

注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象となりません。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

昨年度からの変更点

- 事業完了期限が、2024（令和6）年2月28日※になりました。
※やむを得ない事由がある場合は2024（令和6）年3月31日とすることも可能です。
- 事業完了後に行う事業実績報告と支払請求の手続きを一本化し、手続きを簡便にしました。

参考ウェブサイト

- 厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」**
最新の要綱・要領やQ&A（「生産性向上のヒント集」）、
申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。
- 最低賃金特設サイト**
全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、
サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取
組事例などを紹介しています。

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

（参考）働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫
店舗検索



業務改善助成金

検索



最低賃金特設サイト

検索



交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

相談
無料

働き方改革 進めてみませんか？



時間外労働について

- ・2023年4月
中小企業においても月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が50%に引き上げられました
- ・2024年4月
自動車運転の業務、建設事業等に時間外労働の上限規制が適用されます

同一労働同一賃金ってなに？

人手不足を解消したい

助成金を活用したい！

法改正に合わせた就業規則の見直し

ハラスメント防止対策がしたい！

育児・介護休業を取りやすくしたい

労務に関するお困りごとは「秋田働き方改革推進支援センター」
にご相談ください！みなさまの会社をお手伝いします！

センターへの
来所・電話・
メールでの
相談



専門家が
企業に訪問

社会保険労務士が
企業にお伺いして
支援を行います。



その他の支援内容

セミナーの開催
セミナーの講師派遣
相談会の相談員派遣
出張相談会の実施



貴社のニーズに合わせて対応いたします。まずは下記までご相談ください。

秋田働き方改革推進支援センター



0120-695-783

※一部IP電話等繋がらない場合は、Tel：018-865-5335（有料）

【受付時間】 平日 9：00～17：00

住所 秋田市大町3-2-44 大町ビル3階

MAIL support@hatarakikata.akita.jp

FAX 018-823-3883

<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/top/consultation/akita.html>



相談方法

- ・専門家の個別訪問・オンラインによる相談
土日や夜間を含め、ご希望をうかがいます
- ・フリーダイヤルによる電話相談（ 0120-695-783 ）
- ・来所による相談 住所 秋田市大町3-2-44 大町ビル3階
平日 9:00～17:00（年末年始を除く）
- ・メールによる相談 返信は上記時間帯となります



秋田働き方改革推進支援センター 相談申込書 FAX 018-823-3883

専門家の個別訪問による相談、来所での相談をご希望の場合には下記にご記入の上、FAXにて送信ください。申込用紙の確認後ご連絡いたします。

貴社名		住 所	〒 -			
ご担当者	部署名： 氏 名：	労働者数	正 規 雇 用 者： 非 正 規 雇 用 者：	人 人	業種等	業 種： 資本金： 万円
連絡先	TEL（ - - ） FAX（ - - ）	MAIL				
■メールで、セミナーや法改正情報の案内を希望しますか？ ☐ はい ☐ いいえ						
■ご希望のご相談方法に☑をつけてください。 ☐ 個別訪問 ☐ オンライン ☐ センター来所 ☐ メール						
■令和5年度（令和5年4月～令和6年3月）において、秋田働き方改革推進支援センターの利用は初めてですか？ ☐ 初めて ☐ センターへ行って相談したことがある ☐ 電話やメールで相談をしたことがある ☐ 個別訪問やオンラインの支援を受けたことがある（ 回） ☐ セミナーに参加したことがある ☐ その他						
■貴社に参与している社会保険労務士はいますか？ ☐ いる ☐ いない						
■今回相談したい内容についてお知らせください ※該当する項目に☑をつけてください。（複数選択可） ☐ 労働時間等の労務管理（休日・休暇） ☐ 同一労働同一賃金 ☐ 生産性向上による賃金引上げ ☐ 助成金の活用 ☐ 就業規則他諸規定、各種労使協定 ☐ 労働条件管理全般 ☐ 人手不足解消・人材募集・育成、教育訓練 ☐ 賃金、賞与、退職金制度 ☐ 職場環境、労働安全衛生 ☐ 退職、定年再雇用、解雇等 ☐ テレワーク ☐ 労働紛争、セクハラ、パワハラ等 ☐ 育児・介護両立支援 ☐ ストレス（メンタル）チェック ☐ モチベーション ☐ 無期転換・正社員転換制度 ☐ その他（ ）						
■すでに取り組んでいる内容についてもお知らせください ※該当する項目に☑をつけてください。（複数選択可） （以前の申込時にご記入いただければ、回答は不要です） ☐ 長時間労働の削減関係 ☐ 年次有給休暇など休暇の取得促進関係 ☐ 労働時間制度関係（変形労働時間制、フレックスタイム制など） ☐ 非正規雇用労働者の待遇改善関係（同一労働同一賃金など） ☐ 業務改善関係（生産性向上など） ☐ 賃金引上げ関係 ☐ 人手不足対策関係 ☐ 助成金の活用関係 ☐ その他の働き方改革関係 よろしければ、お取り組みの内容についてご記入ください。 （ ）						
■相談時に伝えたいことや、その他のご要望等がございましたらご記入ください。						

センター使用欄	派遣専門家名	申込受付	担当者	月 日	申込書送信	担当者	月 日
R5様式	訪問予定日時 月 日 :	集計表入力	担当者	月 日	建設・情報サービス	総合窓口対応案件	該当・非該当

最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者 への支援施策

1. 賃金引上げに関する支援

① 業務改善助成金

業務改善助成金

検索

問い合わせ先：業務改善助成金コールセンター 電話：0120-366-440（平日 8:30～17:15）
又は都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

事業場内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を一定額以上引上げ、生産性向上に資する設備投資等（機械設備の導入、人材育成・教育訓練や国家資格者によるコンサルティング）を行う中小企業・小規模事業者は、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。一定の要件を満たすと、助成上限額・助成率・助成対象経費の特例的な拡充が受けられます。



② キャリアアップ助成金

キャリアアップ助成金

検索

問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、賃金引上げ等の処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。なお、キャリアアップ助成金については、徹底が求められている同一労働同一賃金に取り組む際にも活用することができます。



③ 中小企業向け賃上げ促進税制

賃上げ促進税制

検索

問い合わせ先：中小企業税制サポートセンター

青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（又は所得税額）から控除できる制度です。



④ 企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）

働き方改革推進支援資金

検索

問い合わせ先：日本政策金融公庫 電話：0120-154-505

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、設備資金や運転資金を低金利で融資します。



2. 生産性向上に関する支援

⑤ 固定資産税の特例措置

先端設備等導入計画

検索

問い合わせ先：＜先端設備等導入計画の作成等について＞先端設備等の導入先の市町村先端設備等導入計画担当課
＜税制について＞中小企業税制サポートセンター 固定資産税等の軽減相談窓口
電話：03-6281-9821(平日 9:30～12:00、13:00～17:00)
＜制度について＞中小企業庁 技術・経営革新課（イノベーション課） 電話：03-3501-1816

中小企業等経営強化法に基づき、市町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に従って取得した設備に対して、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例措置を講じることで、設備投資による生産性向上や賃上げに取り組む事業者を後押しします。



⑥ 中小企業等経営強化法（経営力向上計画）

経営力向上計画

検索

問い合わせ先：経営力向上計画相談窓口 中小企業庁企画課
電話：03-3501-1957(平日 9:30～12:00、13:00～17:00)

中小企業・小規模事業者等による経営力向上に関する取組を支援します。事業者は事業分野指針等に沿って「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができます。認定された事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができます。



⑦ 中小企業等経営強化法に基づく法人税の特例（経営強化税制） 問い合わせ先：中小企業税制サポートセンター 電話：03-6281-9821（平日 9:30～12:00、13:00～17:00）	経営強化税制	検索
中小企業等経営強化法に基づいて、経営力向上計画を作成し、主務大臣の認定を受け、計画に記載されている一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却または取得価額の10%（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%）の税額控除を選択適用することができます。	(⑥と同じ) 	
⑧ 事業再構築補助金 問い合わせ先：事業再構築補助金事務局コールセンター 受付時間：9:00～18:00（日祝日を除く） 電話番号：＜ナビダイヤル＞0570-012-088	事業再構築補助金 ＜IP電話用＞03-4216-4080	検索
ウィズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するための新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編、国内回帰又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援します。		
⑨ ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金 問い合わせ先：ものづくり補助金事務局サポートセンター 電話：050-8880-4053（平日 10:00～17:00）	ものづくり補助金	検索
中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善等を行うための設備投資等を支援します。		
⑩ 小規模事業者持続化補助金 問い合わせ先：＜商工会の管轄地域で事業を営む方＞全国商工会連合会 問合せ先は所在地によって異なるため、URLをご参照ください。 https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/ ＜商工会議所の管轄地域で事業を営む方＞日本商工会議所 電話：03-6632-1502	持続化補助金	検索
小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓等の取組を支援します。	(商工会地区) 	(商工会議所地区) 
⑪ サービス等生産性向上 IT 導入支援事業費補助金 問い合わせ先：サービス等生産性向上 IT 導入支援事業事務局 電話：0570-666-424	IT 導入補助金	検索
中小企業等の生産性向上を実現するため、業務効率化や付加価値向上に資する IT ツールの導入を支援します。		
⑫ 事業承継・引継ぎ補助金 問い合わせ先：事業承継・引継ぎ補助金事務局 (経営革新事業)：050-3615-9053 (専門家活用事業/廃業・再チャレンジ事業)：050-3615-9043	事業承継・引継ぎ補助金	検索
事業承継・引継ぎを契機とした前向きな投資を促すため、設備投資や販路開拓等の経営革新に係る費用、事業引継ぎ時の専門家活用費用、事業承継・引継ぎに伴う廃業費用等を支援します。		

3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援

⑬ 下請適正取引等の推進のためのガイドライン		下請ガイドライン	検索
問い合わせ先：中小企業庁取引課 電話：03-3501-1669			
親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を構築するために、業種別の下請適正取引等の推進のためのガイドライン（下請ガイドライン）を策定しています。			
⑭ パートナリシップ構築宣言		パートナーシップ構築宣言	検索
問い合わせ先：＜「宣言」の内容について＞ 中小企業庁企画課 電話：03-3501-1765 ＜「宣言」の提出・掲載について＞（公財）全国中小企業振興機関協会 電話：03-5541-6688			
下請中小企業振興法における「振興基準」を遵守することを明記し宣言することで、発注者側による受注者側への「取引条件のしわ寄せ」防止を促し、下請取引の適正化を後押ししています。また、宣言した企業の取組を「見える化」するため、「宣言」をポータルサイトに掲載しています。			
⑮ 官公需法に基づく「令和4年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」		官公需基本方針	検索
問い合わせ先：中小企業庁取引課 電話：03-3501-1669			
「令和4年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直しについて定めています。			
⑯ 官公需情報ポータルサイト		官公需ポータルサイト	検索
問い合わせ先：中小企業庁取引課 電話：03-3501-1669			
国等及び地方公共団体がホームページ上で提供している入札情報を自動巡回システムにより収集し、入札情報を一括して検索・入手できる「官公需情報ポータルサイト」を運営しています。			

4. 資金繰りに関する支援

⑰ セーフティネット貸付制度		セーフティネット貸付	検索
問い合わせ先：日本政策金融公庫（日本公庫） 電話：0120-154-505 沖縄振興開発金融公庫（沖縄公庫） 電話：098-941-1795			
一時的に売上減少等業況が悪化しているが、中長期的には回復が見込まれる中小企業・小規模事業者の皆様は融資を受けることができます。			
⑱ 小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）		マル経融資	検索
問い合わせ先：事業所の所在する地区の商工会・商工会議所 日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店			
小規模事業者に対して、経営改善のための資金を無担保・無保証人・低金利で融資します。			

5. その他、雇用（人材育成）に関する支援

⑲ 建設事業主等に対する助成金		建設事業主等に対する助成金	検索
問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク			
中小建設事業主等が建設労働者の雇用の改善、技能の向上等の取組を行う場合に、助成金（「人材開発支援助成金」、「人材確保等支援助成金」、「トライアル雇用助成金」）を支給します。			

⑳ 人材確保等支援助成金 問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク	人材確保等支援助成金	検索
事業主や事業協同組合等が、魅力ある職場づくりのために、労働環境の向上等の取組により従業員の職場定着の促進等を図った場合に助成します。		

㉑ 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース） 問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク	地域雇用開発助成金	検索
雇用情勢が厳しい地域等において、事業所を設置・整備し、その地域に居住する求職者等を雇い入れた事業主に助成します。		

㉒ 人材開発支援助成金 問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク	人材開発支援助成金	検索
従業員に対して計画に沿って訓練を実施した場合や、教育訓練休暇等制度を導入し、その制度を従業員に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部などを助成します。		

6. 相談窓口・各種ガイドライン

㉓ よろず支援拠点 問い合わせ先：各都道府県のよろず支援拠点	よろず支援拠点	検索
中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に無料で相談対応するワンストップ窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置しています。		

㉔ 下請かけこみ寺 問い合わせ先：（公財）全国中小企業振興機関協会 各都道府県の下請かけこみ寺 電話：0120-418-618	下請かけこみ寺	検索
中小企業・小規模事業者の皆さんが抱える取引上の悩み相談を受け付けております。問題解決に向けて、相談員や弁護士がアドバイスをを行います。		

㉕ 働き方改革推進支援センター 問い合わせ先：全国の働き方改革推進支援センター	働き方改革 特設サイト	検索
働き方改革推進支援センターでは、中小企業事業主からの賃金引上げに向けた労務管理に関する相談や同一労働同一賃金に関する相談、長時間労働削減に関する相談など、働き方改革に向け様々な課題を抱えている事業主の皆さまに対して、労務管理の専門家等が無料でアドバイスをを行っています。		

㉖ 中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポ plus」 問い合わせ先：ミラサポ plus コールセンター 電話：050-5370-4340	ミラサポ plus	検索
中小企業・小規模事業者の皆さまを対象とした様々な支援施策（制度）をより「知ってもらう」「使ってもらう」ことを目指した中小企業・小規模事業者向け補助金・総合支援サイトです。支援制度や活用事例を簡単に検索でき、電子申請までサポートします。		

各都道府県労働局の問い合わせ先：厚生労働省HPホーム＞厚生労働省について＞所在地案内＞
 都道府県労働局（労働基準監督署、公共職業安定所）所在地一覧



令和４年度 業務改善助成金申請・交付決定件数一覧表

○申請件数														上段: 件数 下段: 対前年度比					
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月～9月		10月～3月		合計	
27年度		24	28	29	38	33	34	40	45	33	55	22	1	186		196		382	
28年度		5	15	26	17	18	90	67	81	77	68	80	48	171 (91.9%)		421 (214.8%)		592 (155.0%)	
29年度		34	69	63	68	76	133	75	68	89	199	0	27	443 (259.1%)		458 (108.8%)		901 (152.2%)	
30年度		26	79	94	79	133	207	72	72	87	136	0	10	618 (139.5%)		377 (82.3%)		995 (110.4%)	
元年度		7	24	25	30	79	222	44	35	50	124	3	30	387 (62.6%)		286 (75.9%)		673 (67.6%)	
2年度		12	38	45	63	62	67	79	82	105	174	31	47	287 (74.2%)		518 (181.1%)		805 (119.6%)	
3年度	通常	55	63	57	102	458	2,271	342	281	292	500	92	243	通常のみ	通常＋特例	通常のみ	通常＋特例	通常のみ	通常＋特例
	特例	－	－	－	－	－	－	－	－	－	13	66	212	3,006	3,006	1,750	2,041	4,756	5,047
	合計	55	63	57	102	458	2,271	342	281	292	513	158	455	(1047.4%)	(1047.4%)	(337.8%)	(394.0%)	(590.8%)	(627.0%)
4年度	通常	62	104	155	203	607	2,194	420	230	218	266	258	748	通常のみ	通常＋特例	通常のみ	通常＋特例	通常のみ	通常＋特例
	特例	56	23	23	128	0	16	66	165	395	902	－	－	3,325	3,571	2,140	3,668	5,465	<u>7,239</u>
	合計	118	127	178	331	607	2,210	486	395	613	1,168	258	748	(110.6%)	(118.8%)	(122.3%)	(179.7%)	(114.9%)	(143.4%)
5年度	通常	216	310											通常のみ	通常＋特例	通常のみ	通常＋特例	通常のみ	通常＋特例
	特例	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	526	526	0	0	526	526
	合計	216	310	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(15.8%)	(14.7%)	(0.0%)	(0.0%)	(9.6%)	(7.3%)

○交付決定件数														上段: 件数 下段: 対前年度比					
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月～9月		10月～3月		合計	
27年度		13	21	26	23	32	34	25	37	42	51	37	2	149		194		343	
28年度		3	4	18	19	20	19	47	78	81	61	83	0	83 (55.7%)		350 (180.4%)		433 (126.2%)	
29年度		18	43	53	52	66	85	83	64	75	70	140	49	317 (381.9%)		481 (137.4%)		798 (184.3%)	
30年度		13	35	66	77	75	102	123	87	81	84	109	18	368 (116.1%)		502 (104.2%)		870 (109.0%)	
元年度		3	6	14	25	22	63	99	99	49	49	79	34	133 (36.1%)		409 (81.5%)		542 (62.3%)	
2年度		14	24	35	35	47	45	59	60	80	73	123	31	200 (150.4%)		426 (104.2%)		626 (115.5%)	
3年度	通常	49	59	52	48	79	288	981	806	620	387	364	95	通常のみ	通常＋特例	通常のみ	通常＋特例	通常のみ	通常＋特例
	特例	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	12	18	575	575	3,253	3,284	3,828	3,859
	合計	49	59	52	48	79	288	981	806	620	388	376	113	(287.5%)	(287.5%)	(763.6%)	(770.9%)	(611.5%)	(616.5%)
4年度	通常	116	158	161	114	213	375	1,077	899	446	329	287	94	通常のみ	通常＋特例	通常のみ	通常＋特例	通常のみ	通常＋特例
	特例	78	83	54	18	43	23	25	39	159	280	466	102	1,137	1,436	3,132	4,203	4,269	5,639
	合計	194	241	215	132	256	398	1,102	938	605	609	753	196	(197.7%)	(249.7%)	(96.3%)	(128.0%)	(111.5%)	(146.1%)
5年度	通常	192	436											通常のみ	通常＋特例	通常のみ	通常＋特例	通常のみ	通常＋特例
	特例	80	68											628	776	0	0	628	776
	合計	272	504	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(55.2%)	(54.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(14.7%)	(13.8%)

令和4年度 業務改善助成金 都道府県別・月別件数一覧表 (申請件数累計)

令和5年3月31日時点

	令和4年									令和5年			局 別 合 計	備 考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
01 北海道	2	6	12	4	22	74	2	5	5	11	5	11	159	
02 青 森	0	0	0	2	4	28	12	6	2	2	2	1	59	
03 岩 手	1	0	1	3	10	33	38	4	3	4	3	17	117	
04 宮 城	1	0	0	0	4	38	1	2	5	4	4	13	72	
05 秋 田	1	0	3	1	9	18	5	2	4	1	0	0	44	
06 山 形	0	0	1	2	2	29	5	2	1	6	2	7	57	
07 福 島	0	2	2	2	7	34	13	3	6	7	8	6	90	
08 茨 城	1	3	2	5	17	49	3	2	1	3	4	23	113	
09 栃 木	1	0	1	2	9	31	4	4	3	1	1	13	70	
10 群 馬	0	0	3	3	8	28	2	4	5	1	4	15	73	
11 埼 玉	0	3	3	5	18	37	3	5	5	5	6	25	115	
12 千 葉	2	0	1	3	28	38	8	6	7	5	10	29	137	
13 東 京	4	3	11	26	50	87	12	21	16	25	36	86	377	
14 神奈川	2	4	6	13	42	117	14	11	7	19	8	15	258	
15 新 潟	1	0	2	1	12	42	0	7	1	1	3	18	88	
16 富 山	2	2	4	0	2	21	4	6	3	2	3	7	56	
17 石 川	1	3	3	2	6	26	6	6	6	4	5	15	83	
18 福 井	4	2	2	3	8	44	0	3	1	7	3	5	82	
19 山 梨	0	0	0	0	4	2	11	2	2	3	2	3	29	
20 長 野	3	5	7	2	14	43	4	4	1	8	1	2	94	
21 岐 阜	1	1	4	2	15	40	6	3	2	4	8	10	96	
22 静 岡	2	2	5	5	10	45	10	5	10	2	7	41	144	
23 愛 知	4	16	8	17	42	111	21	19	15	21	32	38	344	
24 三 重	0	2	3	6	10	28	0	1	2	1	0	19	72	
25 滋 賀	0	1	1	2	31	42	8	1	2	6	1	12	107	
26 京 都	0	0	5	1	15	63	8	5	3	5	5	20	130	
27 大 阪	8	6	7	9	32	118	9	19	12	22	20	95	357	
28 兵 庫	2	6	8	23	59	56	10	4	9	10	8	0	195	
29 奈 良	2	1	1	6	3	12	7	7	7	4	4	13	67	
30 和歌山	3	1	1	5	4	31	3	4	3	3	9	0	67	
31 鳥 取	1	0	3	1	2	50	18	2	4	5	1	3	90	
32 島 根	0	1	2	1	2	23	9	1	0	1	1	10	51	
33 岡 山	3	2	3	4	8	36	4	7	4	8	3	19	101	
34 広 島	0	4	7	6	19	78	10	6	7	6	4	30	177	
35 山 口	0	4	2	4	6	29	31	3	2	4	10	12	107	
36 徳 島	2	6	7	2	3	50	23	3	2	1	1	2	102	
37 香 川	0	0	2	1	1	59	4	2	1	3	0	6	79	
38 愛 媛	0	0	3	0	0	77	3	1	1	4	2	4	95	
39 高 知	1	0	0	4	1	14	5	4	1	2	1	2	35	
40 福 岡	0	8	7	8	31	113	23	12	15	9	16	36	278	
41 佐 賀	2	0	1	0	3	15	1	1	1	0	1	11	36	
42 長 崎	0	1	2	3	5	38	16	5	1	3	1	0	75	
43 熊 本	1	5	1	5	7	70	11	1	3	11	4	3	122	
44 大 分	0	2	3	2	6	88	16	4	12	5	6	13	157	
45 宮 崎	0	1	2	5	9	17	7	2	1	1	1	0	46	
46 鹿児島	3	1	0	1	3	48	3	1	2	1	1	0	64	
47 沖 縄	1	0	3	1	4	24	7	2	12	5	2	4	65	
合 計	62	104	155	203	607	2, 194	420	230	218	266	259	714	5, 432	

令和4年度 業務改善助成金特例コース 都道府県別・月別件数一覧表 (申請件数累計)

令和5年3月31日時点

	令和4年									令和5年			局別合計	備考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
01 北海道	2	0	0	2	0	0	4	3	11	38	0	0	60	
02 青森	0	0	0	0	0	0	0	2	3	15	0	0	20	
03 岩手	0	0	0	0	0	0	2	2	4	37	0	0	45	
04 宮城	1	1	0	4	0	0	1	1	1	21	0	0	30	
05 秋田	1	0	0	0	0	0	1	0	4	6	0	0	12	
06 山形	0	0	1	0	0	0	0	3	10	10	0	0	24	
07 福島	0	0	0	0	0	0	0	2	3	4	0	0	9	
08 茨城	0	2	0	0	0	0	0	1	6	22	0	0	31	
09 栃木	0	1	0	1	0	0	4	5	13	18	0	0	42	
10 群馬	0	0	0	1	0	0	0	1	4	10	0	0	16	
11 埼玉	0	1	0	7	0	0	1	5	4	29	0	0	47	
12 千葉	10	1	3	11	0	0	0	2	4	32	0	0	63	
13 東京	7	2	1	30	0	0	3	5	22	69	0	0	139	
14 神奈川	0	1	0	3	0	1	4	9	14	31	0	0	63	
15 新潟	0	1	0	4	0	0	1	9	9	19	0	0	43	
16 富山	0	0	0	0	0	0	2	1	2	7	0	0	12	
17 石川	1	0	0	0	0	0	2	6	8	7	0	0	24	
18 福井	0	0	0	0	0	0	2	10	6	9	0	0	27	
19 山梨	0	0	0	0	0	0	0	2	4	3	0	0	9	
20 長野	0	0	1	2	0	0	1	2	4	20	0	0	30	
21 岐阜	0	1	0	0	0	1	1	5	8	20	0	0	36	
22 静岡	0	0	3	0	0	1	11	9	31	34	0	0	89	
23 愛知	1	1	2	8	0	2	1	11	16	56	0	0	98	
24 三重	0	0	1	1	0	0	2	5	7	14	0	0	30	
25 滋賀	10	1	0	1	0	0	1	2	15	22	0	0	52	
26 京都	3	0	0	8	0	0	1	4	19	24	0	0	59	
27 大阪	13	1	2	14	0	1	4	11	37	70	0	0	153	
28 兵庫	2	1	5	10	0	1	8	9	20	32	0	0	88	
29 奈良	0	0	0	3	0	0	0	6	9	17	0	0	35	
30 和歌山	1	0	0	0	0	6	4	4	6	9	0	0	30	
31 鳥取	0	0	0	0	0	0	0	0	2	5	0	0	7	
32 島根	0	0	0	0	0	0	0	1	5	10	0	0	16	
33 岡山	0	0	0	1	0	0	0	3	10	19	0	0	33	
34 広島	1	2	0	1	0	0	0	3	14	15	0	0	36	
35 山口	0	0	0	2	0	1	0	1	6	9	0	0	19	
36 徳島	0	0	0	1	0	0	0	0	3	9	0	0	13	
37 香川	0	0	0	3	0	0	0	0	2	13	0	0	18	
38 愛媛	0	1	0	0	0	0	1	1	4	4	0	0	11	
39 高知	0	0	0	1	0	0	0	0	2	5	0	0	8	
40 福岡	2	1	1	2	0	0	1	3	10	32	0	0	52	
41 佐賀	0	0	0	0	0	0	1	2	2	3	0	0	8	
42 長崎	0	0	1	2	0	0	0	0	5	7	0	0	15	
43 熊本	1	0	1	0	0	1	1	0	5	13	0	0	22	
44 大分	0	1	1	2	0	1	0	3	14	16	0	0	38	
45 宮崎	0	0	0	0	0	0	0	4	4	19	0	0	27	
46 鹿児島	0	2	0	0	0	0	0	5	1	4	0	0	12	
47 沖縄	0	1	0	3	0	0	0	2	2	14	0	0	22	
合計	56	23	23	128	0	16	65	165	395	902	0	0	1,773	

令和5年度 業務改善助成金 都道府県別・月別件数一覧表 (申請件数累計)

令和5年5月31日時点

	令和5年									令和6年			局 別 合 計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
01 北海道	5	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11
02 青 森	3	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12
03 岩 手	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
04 宮 城	9	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13
05 秋 田	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
06 山 形	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
07 福 島	2	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
08 茨 城	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
09 栃 木	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
10 群 馬	4	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
11 埼 玉	3	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
12 千 葉	8	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
13 東 京	16	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	48
14 神奈川	19	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	34
15 新 潟	6	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11
16 富 山	1	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
17 石 川	6	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14
18 福 井	7	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12
19 山 梨	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
20 長 野	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12
21 岐 阜	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
22 静 岡	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
23 愛 知	14	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	45
24 三 重	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
25 滋 賀	7	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13
26 京 都	6	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
27 大 阪	15	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	41
28 兵 庫	8	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19
29 奈 良	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
30 和歌山	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
31 鳥 取	3	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
32 島 根	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
33 岡 山	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
34 広 島	6	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14
35 山 口	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
36 徳 島	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
37 香 川	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
38 愛 媛	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
39 高 知	3	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
40 福 岡	7	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30
41 佐 賀	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
42 長 崎	1	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
43 熊 本	3	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
44 大 分	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
45 宮 崎	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
46 鹿児島	7	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
47 沖 縄	12	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20
合 計	216	310	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	526